

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

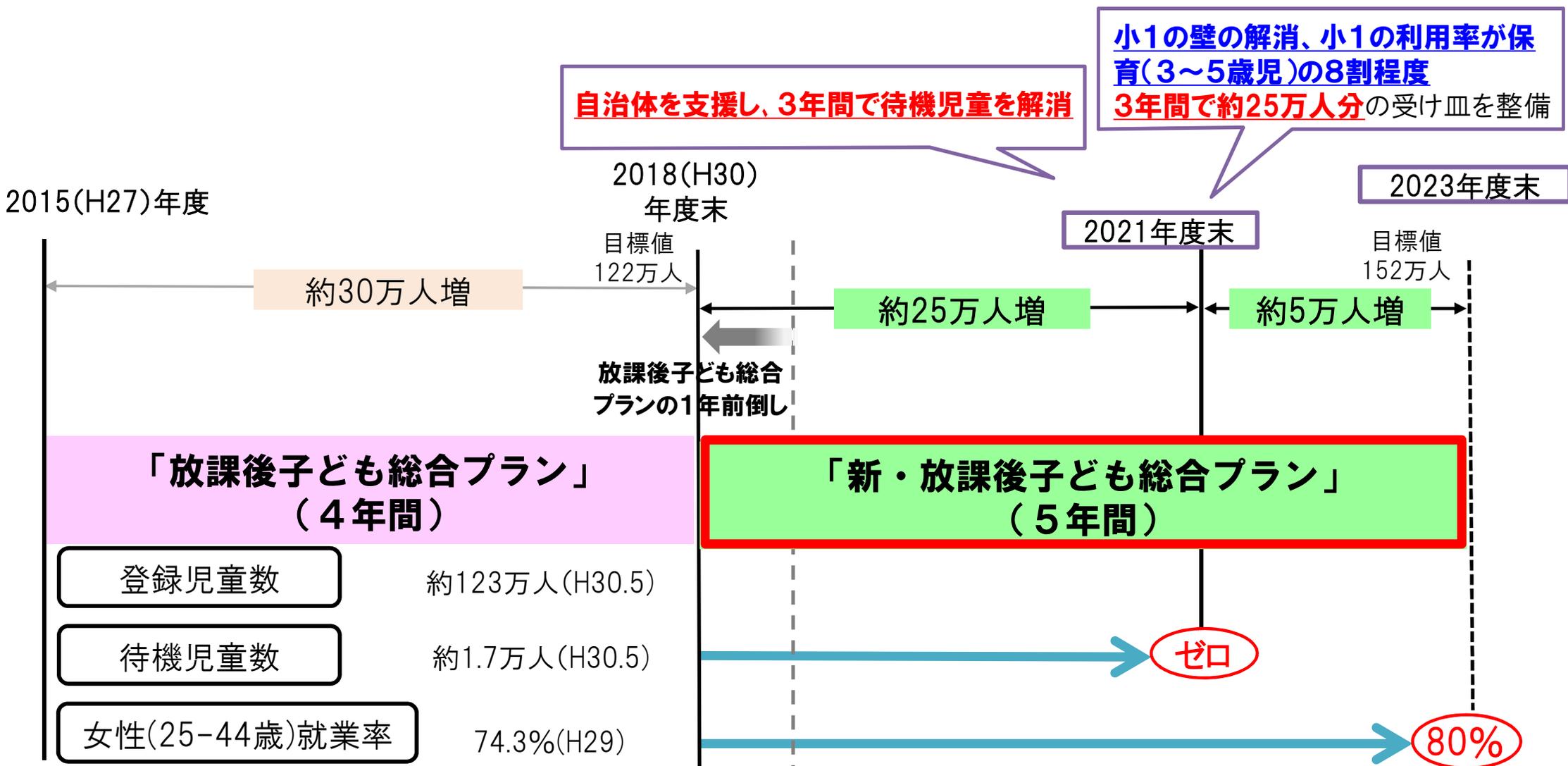
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市
子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 部 局 担 当 課 御 中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る
「量の見込み」の算出等の考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

9月14日付けで、別添のとおり「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という。）を発出いたしました。新プランでは、来年度から2023年度までのプランの期間内に約30万人分の受け皿整備を行い、その中で、2021年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消するために約25万人分の受け皿整備を図ることを目標としております。

この目標を踏まえ、各自治体において必要な量の確保を進めていく観点から、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」（平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）の補足として、以下のとおり、新プランに基づく第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法等についての留意点をお示ししますので、ご確認の上、今後作成いただく第二期市町村子ども・子育て支援事業計画に反映いただきますようよろしくお願いいたします。なお、本事務連絡の発出に伴い、「放課後児童健全育成事業に関する『量の見込み』に関する調査の集計結果について（情報提供）」（平成26年5月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡）は廃止します。

記

1 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間（以下「第二期計画期間」という。）における放課後児童健全育成事業に係る量の見込みの算出においても、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。とりわけ、新プランにおいては、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、整備量について設定したところであるが、新プランに基づき量の見込みを検討・算出されるにあたっては、次の点を参考とされたい。

(1) 学年ごとの量の見込みの算出

- ① 女性就業率が全国的に上昇する中、女性就業率と学年ごとの放課後児童クラブ利用率の相関関係を考慮しながら、可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること。
- ② 自治体によっては、放課後児童クラブの整備を行うにあたり、受け入れ人数の問題から、児童福祉法に定められた小学校6年生までの受入れを行わず、途中の学年までの受け入れとしている例もあるものと考えられる。こうした場合であっても、量の見込みを算出するにあたっては、必要なニーズを算出する観点から小学校6年生までの量の見込みを算出すること。なお、この場合、放課後児童クラブ利用率に基づく補正を行うと、潜在的なニーズを含めた利用ニーズが低く見込まれることが予想されるため、適切な利用ニーズの算出に留意すること。

(2) 量の見込みの算出方法

新プランに基づき量の見込みを算出するにあたっては、次の①の方法が考えられるが、就学児に対する調査を含め、放課後児童クラブに関するニーズ調査を行っている場合は、②の方法により、その結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えない。

なお、それぞれの方法に基づき算出した量の見込みに大きな違いが生じた場合には、待機児童の解消を行う観点から適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等も踏まえてご判断の上、量の見込みの数字とするよう留意いただきたい。

① 新プランに基づく量の見込みの算出方法

ア 各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込まれる者及び幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者（2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。）が潜在的な利用者となると考えられるため、これらの者に係る量の見込みも勘案し、適切に見込むこと。この際、小学校入学を契機に保護者が就業を始める例が多いなど、地域の実態に応じ、これら以外にも放課後児童クラブの潜在的需要が見込まれる場合には、必要に応じて、それぞれを勘案して量の見込みを算出すること。

また、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や小学校1年生から逡減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。

イ 保育所等を利用する保護者の中には、終業後に帰宅する時刻が小学校の授業の終了時刻よりも早い例があるなど、その一定数は放課後児童クラブを利用しないと考えられることから、保護者の就業状況の傾向も勘案しながら、例えば、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込みの者及び幼稚園における預かり保育（定期利用）の利用が見込まれる者の8割程度と見込むなど、一定割合を減じたものを小学校1年生の量の見込みとして設定することも考えられること。

（参考）平成28年社会生活基本調査において、6～11歳の子どもを持つ就業している女性が帰宅する時間について、16%が14時までに、26%が15時までに帰宅するとの結果がある。

ウ 新プランでは、2023年度末までに、女性就業率80%に対応できるように放課後児童クラブの整備を行うこととしており、この前提は保育の「子育て安心プラン」と同趣旨である。女性就業率の動向については、地域による違いがあるものと考えるが、可能な限り2023年度時点で女性就業率が80%になった場合でも、受け入れが可能であることを想定して量の見込みを算出すること。

② ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法

前述のとおり、放課後児童クラブに関するニーズ調査の結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えないが、この場合においても、以下の点

に留意すること。

ア 放課後児童クラブの利用者には、保育所等を利用する家庭以外にも、父親又は母親の双方又はいずれかが短時間勤務となる場合も含まれ得るが、第一期手引きにおいては、こうした家庭の類型である家庭類型のタイプC'及びタイプE'が含まれていない。そのため、量を正確に見込む観点から、対象となる潜在家庭類型に、こうした家庭類型を追加することが考えられること。

イ 「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出のための手引き」（平成26年1月20日付事務連絡。）においては、利用意向率の算出について、低学年、高学年とまとめて利用希望把握調査を行っているため、学年ごとに利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を踏まえ、必要に応じて学年進行に応じた利用意向率の補正を行うなどの措置も考えられること。

(3)市町村子ども・子育て支援事業計画への記載イメージ

(1)又は(2)に基づき算出した量の見込み及び確保方策の記載イメージは、下表のとおりとなる。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	600
1年生	150
2年生	150
3年生	150
4年生	60
5年生	50
6年生	40
確保方策	600

2 2019年度の量の見込み及び市町村子ども・子育て支援事業計画における確保方策について

「放課後子ども総合プラン」が1年前倒しされたことにより2018年度限りで終了し、2019年度から新プランが実施されるが、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、2019年度末までが第

〈主な基準〉

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
 - 放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者
- ※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
 - 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

【放課後児童クラブに関わるものの抜粋】

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

- (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<参考> 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成29年12月26日 閣議決定)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

- (iii) 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。